

不法投棄・野焼きの禁止

不法投棄の禁止

不法投棄は絶対にやめましょう。

自分の土地でも、みだりにごみを捨てると
不法投棄に該当するおそれがあります。

不法投棄されたごみは、原因者が発見されなければ税金で処理されます。
町民一人ひとりの心がけと、不法投棄を許さない雰囲気作りが必要です。



罰則

5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金
又はこれを併科（法人は最高3億円以下の罰金）

野焼きの禁止

法律で定められた焼却炉以外での焼却は認められません。

ドラム缶、素彫りの穴、鉄板の囲い等で廃棄物を燃やすことは、
「野焼き」になります。ごみは決められた方法で処理しましょう。

※農林業等を営むうえでやむを得ない廃棄物の焼却や、焚き火
等の日常生活の焼却であって軽微なものであれば、野焼き禁止
の例外とされています。あくまでも例外として認められている

ものであり、周辺環境や近隣住民の生活環境を保全することが優先されます。苦情が入った場合は、焼却
を中止していただくことになります。



罰則

5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金
又はこれを併科（法人は最高3億円以下の罰金）

不法投棄・野焼きを目撃したら

庄内町環境衛生係	TEL 43-0248、43-0254
庄内総合支庁環境課	TEL 0235-66-4914
庄内警察署	TEL 45-0110
消防余目分署（野焼きの場合）	TEL 43-3300
消防立川分署（野焼きの場合）	TEL 56-2110

までご連絡ください

不法投棄は  から **通報** できるようになりました。

自分の所有地に放置しても不法投棄です。

不要なものは放置せず、正しく処分しましょう！

LINE 通報はこちら

LINE アプリから下のQRコード
を読み取り「不法投棄」から通報
してください。



火災で発生したごみの処理について

火災で発生したごみは酒田地区広域行政組合（5ページ参照）で処理されますが、通常のごみと扱いが異なるため、処理できないものもあります。ご注意ください。

酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設に搬入できるもの

- ・布団
 - ・畳
 - ・じゅうたん
 - ・アルミサッシ
 - ・建具
 - ・家の配線
 - ・木材・・・太さ10cm以内、長さ1m以内のもの。
 - ・ガラス・・・分別ができるものはリサイクルセンター（酒田市北沢字長面200）に搬入してください。
 - ・電化製品
- ※家電リサイクル法の対象商品であるエアコン・テレビ・電気洗濯機・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・衣類乾燥機も火災にあったものであれば、酒田地区広域行政組合に搬入することができます。

酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設には搬入できないもの

- ・外壁
 - ・柱
 - ・瓦
 - ・防火シート
- ※これらは産業廃棄物になりますので、処理業者に依頼してください。

搬入時に必要なもの

- ・罹災証明書※
- ・印鑑

※罹災証明について

火災による罹災証明は、
消防署予防課（酒田市大町字上割43番地の1 TEL 31-7147）で発行します。
申請から発行まで2～3日かかります。土日は手続きができません。

申請時の必要書類

本人が申請する場合・・・印鑑、運転免許証のコピー。
代理人が申請する場合・・・代理人の印鑑と被災者の印鑑、代理人の身分証明書が必要になります。
手数料・・・全焼の場合は無料。それ以外は1通につき300円となります。